全数届出見直し後の取扱い(9月26日から)

1 全数届出見直しの概要

(1) オミクロン株の特性を踏まえ、高齢者等重症化リスクの高い方を守るため、<u>9月26日より、全国一律で、</u>感染症法に基づく**医師の届出(発生届)の対象を次の4類型に限定**

【4類型】

- a. 65歳以上の者
- b. 入院を要する者(当初、発生届の対象外であった者が、体調悪化等により療養 途中で受診し、入院となる場合を含む)
- c. 重症化リスクあり、かつ、「新型コロナ治療薬の投与」又は「新たに酸素投与」 が必要な者
- ┫. 妊婦
- (2) 全数届出の見直し後も、発生届の対象とならない方を含め、感染者の総数は、引き続き把握

2 医療機関における取扱い

(1) 発生届対象者(4類型該当者)

【対応】 ①陽性告知、②発生届

⇒ 従来どおり、療養の案内や健康観察は保健所で行う

(2) 発生届対象外の者

- ⇒ 自宅等での自主療養となる、体調悪化時は「陽性者健康サポートセンター」に相談
- (3) 陽性者数の報告
 - 毎日の陽性者総数(上記(1)+(2))について、年代別に報告(HER-SYS※2)
 - ※1 チラシの掲載事項
 - ・自主療養・療養期間の説明
 - 健康相談窓口(陽性者健康サポートセンター)の連絡先
 - ・食料品等(自宅療養セット)の申込の連絡先
 - 宿泊療養受付の連絡先
 - 上記支援内容等を説明する道ホームページのリンク(QRコード) (北海道コロナチャットボットシステムから各支援内容へ誘導します)
 - ※2 陽性者数報告
 - ・HER-SYS入力による報告(困難な場合は保健所にFAX等で報告) ※HER-SYSの入力に可能な限りご協力をお願いします

3 北海道陽性者登録センターについて(9月13日から運用)

- (1) 機能
 - ① 自主検査希望者に対し、当面の間、Web申込みにより抗原定性検査キットを無料配付
 - ② キットを用いた自主検査により陽性疑いとなった場合、Web申込みにより陽性判定
 - ③ 道(新型コロナウイルス感染症対策指揮室)への陽性者数の報告
- (2) 対象者
 - 65歳未満で、次の要件に全て該当する者(発生届の対象外者)
 - ・保健所設置市(札幌、旭川、函館、小樽)以外の市町村
 - 有症状で軽症
 - ・重症化リスク(妊婦、透析患者、抗がん剤治療中または治療直後)なし
 - ・ 医療機関の受診までは必要ないが、検査(判定)結果のみ必要

4 北海道陽性者健康サポートセンターについて(9月26日から運用)

(1) 機能

・陽性者からの体調悪化時等の相談に対応する(24時間) (必要に応じ、保健所と連携)

(2) 対象者

自宅で療養している陽性者

【参考:発生届の対象外である陽性者へのサポート体制】

=n.== -> /+	ウチ松本による畑州老人の対応	
設置主体	自主検査による陽性者への対応	療養中の健康相談機能
北海道	陽性者登録センター	陽性者健康サポートセンター
(道立保健所管内)	9/13運用開始	9/26運用開始(9/22設置)
札幌市	陽性者登録センター	陽性者サポートセンター
	5/1運用開始	5/1運用開始
旭川市	陽性者登録窓口	陽性者サポート窓口
	(9/26運用開始予定)	(9/26運用開始予定)
函館市	・医療機関でキット配布	療養者相談センター
		(現行体制で対応)
小樽市	小樽市陽性者登録窓□	健康観察フォローアップセンター
	8/25運用開始	9/26運用開始
		·